

「新たに生まれた子等」の数の申告書【第2版】

標記について、証明書類を添えて以下のとおり申告します。

奨学生番号（奨学生に採用されている方）	520
受付番号（奨学金を申し込む方） 登録番号（予約採用の採用候補者）	—
氏 名【本人署名欄（自署）】	
学籍番号	
「新たに生まれた子等」の数	人

「新たに生まれた子等」とは

以下の(ア)～(エ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子 ※【対象期間】に生まれた方に限ります。	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子 ※【対象期間】に委託された方に限ります。	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 ※【対象期間】に特別養子縁組した方に限ります。	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(エ)生計維持者と生計を一にしていると認められる者 ※【対象期間】に生計維持者との死別・離婚等の事由が発生したことにより該当する方に限ります。 以下のいずれかを選択し、□に✓を記入してください。 「その他」の場合は、具体的な事由を記入してください。 □ 死亡 □ 離婚 □ その他（ ） ※その他の事由（暴力等から避難、生計維持者が行方不明・意識不明等）がある場合には、学校の指示に従ってください。	以下の①～③全ての書類について、提出が必要です。 ①世帯全員の住民票写し（直近3か月以内に発行された、個人番号部分を非表示としたもの） ②戸籍謄本写し等、事由及び事由発生日が確認できる公的証明書類(離婚の場合は戸籍謄本写し、死別の場合は住民票除票写し又は戸籍謄本写しを添付) ③児童手当額改訂通知書等のコピー等、現在の生計維持者の「扶養する子」の数について確認できる公的証明書類(児童手当を受給していない場合は、現在の生計維持者及び「扶養する子」全員分の健康保険証（有効期限内に限る）の表面のコピー又は保険者が発行する被保険者資格証明書のコピーを添付)

【対象期間】について

下表の（今あなたがおこなっている）手続きにより、当てはまる期間を確認してください。

手続き		対象期間
2024年度以前採用の 給付奨学生 （家計急変採用者を含む）	2025年4月判定	(※) 2024/1/1～2025/3/31
2025年度適格認定（家計）	2025年10月判定	2025/1/1～2025/8/31
予約採用の採用候補者	進学届提出：2025年4月～6月	2024/1/1～2025/3/31
在学採用（一次・二次） の申込者	申込：2025年4月～6月	2024/1/1～2025/3/31
	申込：2025年9月～11月	2025/1/1～2025/8/31
緊急採用・応急採用の 申込者	申込：2025年4月～9月	2024/1/1～2025/3/31
	申込：2025年10月～2026年3月	2025/1/1～2025/8/31
家計急変採用の申込者	申込：2025年4月～9月	2024/1/1～2025/3/31
	申込：2025年10月～2026年3月	2025/1/1～2025/8/31
定期採用等から家計急変 採用への変更申込者	書類学校受付：2025年4月～9月	2024/1/1～2025/3/31
	書類学校受付：2025年10月～2026年3月	2025/1/1～2025/8/31
家計急変採用者の支援 区分見直し	適用期間の始期：2025年4月～9月	2024/1/1～2025/3/31
	適用期間の始期：2025年10月～2026年3月	2025/1/1～2025/8/31

※家計急変採用者で、支援区分の適用期間が2024年9月以前に開始している場合は2023/1/1～。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

学校 記入欄	電話番号	—	
	担当者名		
	学校番号		区分